

天然記念物について

15 天然記念物に関する条文（抜粋）

（国指定）現状変更等の制限及び環境の保全
（文化財保護法）

・ 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

（文化財保護法第125条第1項）

・ 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

（文化財保護法第128条第1項）

（道指定）現状変更等の制限及び環境保全
（北海道文化財保護条例）

・ 道指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

（北海道文化財保護条例第35条）

※ 道指定天然記念物に指定されている生き物は、木々、植物、魚で鳥類や哺乳類などの指定はなし
（令和5年（2023年）7月1日現在）

概要



タンチョウ
たんちょう
天然記念物

地域を定めない
北海道
指定年月日:19350827
管理団体名:北海道(昭11・5・13)
史跡名勝天然記念物

概要



オジロワシ
おじろわし
天然記念物

地域を定めない
北海道・新潟県
指定年月日:19700123
管理団体名:
史跡名勝天然記念物

概要



然別湖のオシロコマ生息地
しかりべつこのおしよろこませいそくち
天然保護区域 / 北海道

北海道
上士幌町、上士幌町
拓殖バス然別湖バス停前、鹿追町教育委員会 0156-66-3300、上士幌町ひがし大雪博物館 0156-44-2323。
北海道指定天然記念物

出典：文化庁 文化遺産オンライン

【 委員意見 】

絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべき。

理由：北海道生物の多様性の保全等に関する条例第4節「生息地等の保護に関する規制」第63条（土地の所有者等の義務）により「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない」。従って、絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地を促進区域とするのは適切でない。

また、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら市町村が促進区域を定める際には、絶滅危惧種や希少種、天然記念物に指定されている種の生育・生息状況を予め十分に調査し、その生育・生息が確認された場合は、その場所・範囲を明確にした上で、促進区域から除外すべきである。

（吉中委員）

【 検討が必要と思われる影響 】

「促進区域設定の際に十分に調査・検討した上で促進区域から除外する」のは考慮対象区域に設定する目的と同様であり、除外区域に設定する根拠と整合しない。

また、市町村が一律に促進区域から除外する場合、「希少動物の生息域・生息地」の定義（場所・範囲・距離など線引き方法）を定める必要があるため、専門家等による客観的かつ科学的な知見（根拠）の提示が必要。

動植物の生育・生息地は、当該希少動植物の生態並びにその環境に応じて異なるため、一律に設定することで生育・生息地が広すぎる・狭すぎるなどの弊害が生じる可能性がある。

合わせて、レッドリスト掲載種や指定希少野生動植物種は、②考慮対象区域のままで良いか検討が必要になる。

【 温対部会答申案 】

天然記念物は、区域が定められているものは①除外区域、区域が定められていないものは②考慮対象事項に設定。区域の明確さで分けるが、「希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画にあたり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましい」と意見を附帯する。

KBA及びIBAについて

KBAと他の取り組みの関係

日本野鳥の会選定したIBAに、鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展したものがKBAです。

従って、IBAは全てKBAになります。

さらに、分布が1か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域は、AZE (Alliance for Zero Extinction)

サイトとして世界中で把握されていますが、これもKBAの条件を満たします。

この他、日本では選定されていませんが、植物についての重要地域であるIPA (Important Plant Area)が選定されている国・地域では、これも同様にKBAに含まれます。



KBAの一例 (KBA表示有無)
←KBA表示なし KBA表示あり→

出典：[KBA] 1. コンサベーション・インターナショナル作成GISデータ：(1)「KBA地域」情報：KBA地図シェープファイル (ver.2011.11.07) 、(2)「保護地域内のKBA」情報：KBA保護地域地図シェープファイル (ver.2011.11.07) (EADAS)
出典：[IBA] 1. 公益財団法人日本野鳥の会作成 IBA情報 (1) 位置情報：シェープファイル(2012年8月)、(2) 属性情報：(2013年5月)、2. 参考資料：選定基準：公益財団法人日本野鳥の会 IBA公開Webサイト「IBA」の「選定基準」ページ (平成25年度) (EADAS)

KBA・IBAとして指定されている区域を除外区域とすべき。

理由：「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の15は「陸の豊かさを守ろう」であるが、その指標の一つ（15.1.2）が「陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」である。その中で、KBAは「国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域」とされ、その地域が保護区で網羅されている割合が同目標の指標と定義されている（外務省・Japan SDGs Action Platform. [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2\(metadata\)_ja.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf)）。

そもそもKBAは、危機性(世界的に絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という考え方)と非代替性(ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要であるという考え方)という世界で統一された選定基準により選ばれている、国際的にその重要性・保全の必要性が認められている地域である(コンサベーションインターナショナル <http://kba.conservation.or.jp/>)。従って、現在保護区に含まれていないKBAは速やかに保護区として指定することが必要であるが、そのためにもKBAは「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。

(吉中委員)

KBAを、「考慮対象事項」の環境配慮事項「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報に追加し、その他のKBAは考慮対象事項のままで良い。

IBAは、様々な鳥類が対象で、保全の必要性が特に高い区域を選定していることからKBAよりも重要である。

太陽光発電施設と風力発電施設では、市街地を除いて、IBAを除外区域に設定すべき。

(白木委員)

【 検討が必要と思われる影響 】

KBAの境界線は、「生息地を含む既存の保護地域およびIBA、AZEを分断せず、これらの外にある生息地においても自然環境保全基礎調査と自治体の境界線を参考に対象種の生息地を含むように定めた」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHPより）ため、名寄駅周辺の住宅地を始めとした宗谷本線沿線、日高山脈から襟裳岬まで、離島全域などの**広範囲が定められている**。

結果として、住宅や商店、工場の設置が可能な区域において再生可能エネルギー施設（促進区域設定）の検討ができないことになり得る。

人の居住地や開発地域、島の全域若しくは島・行政区域の大半が①除外区域になる市町村が発生する。

IBAでは、**行政区域の全域が①除外区域になる市町村、島全体が①除外区域になる市町村が発生する。**

【 温対部会答申案 】

KBAは、②考慮対象事項に設定。

IBAは、太陽光発電施設及び風力発電施設では、市街地を除いて①除外区域に設定し、その他の施設では、②考慮対象事項に設定。

ただし、KBA及びIBAとも定められている区域が広く、人の居住地や開発地域、島の全域や市町村行政区域の全域又は大半が含まれることから、促進区域を設定する市町村への影響を踏まえて考慮対象事項に設定するなど議論の余地があるため、KBAとIBAの設定についてご審議いただきたい。

風力発電における 鳥類のセンシティブティマップについて

風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは

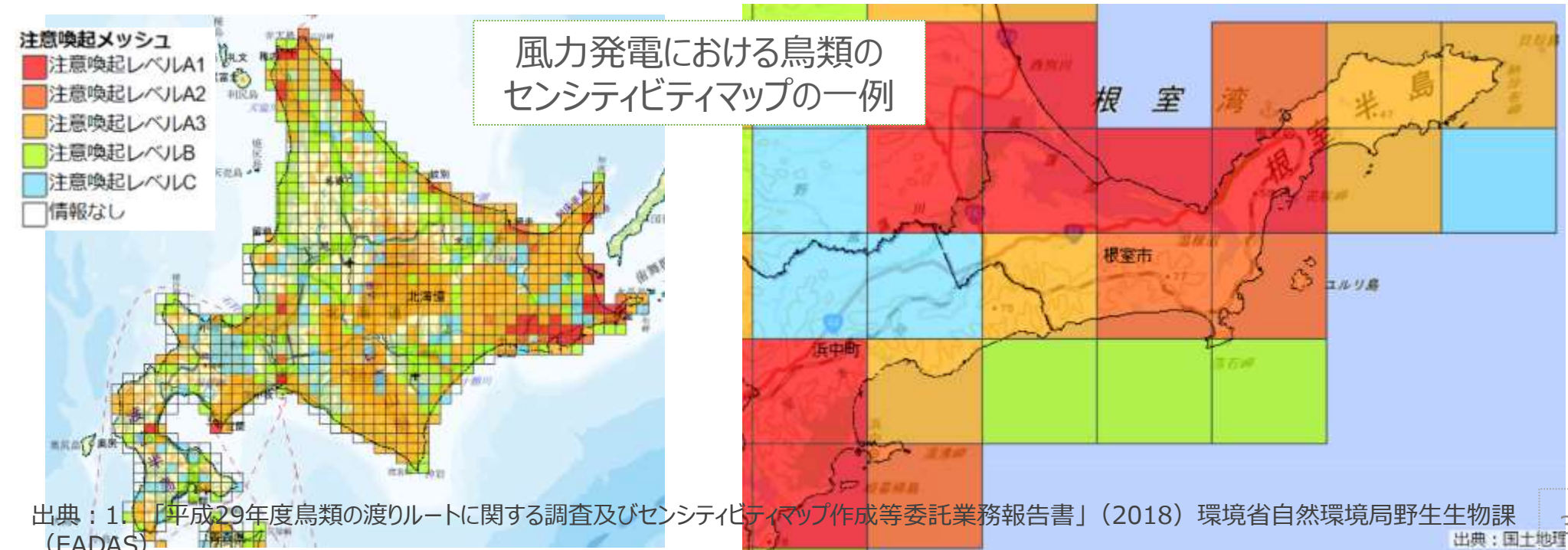
風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは、風力発電の設置によりバードストライク等の鳥類への影響が懸念される区域を、集団繁殖地や鳥類の分布情報等から、日本の沿岸域における風力発電に対する鳥類への影響を、二次メッシュ単位で評価したものです。

「注意喚起メッシュ」は10kmメッシュの図面で、「鳥類の渡りルート」は地図上にラインで表示しています。

センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではありません。

注意喚起レベルで「情報なし」としたメッシュは、重要種が分布しておらず、集団飛来地もないことから注意喚起レベルが低いと評価された場合だけでなく、もともと鳥類の生息状況の情報そのものがない場合も含まれるため、「情報なし」のメッシュであっても、環境影響評価の手続きにおいては十分な調査を実施してください。

注意喚起レベルを表示したメッシュは、重要種や集団餌場・集団壻は必ずしもメッシュ内の全面に分布しているわけではなく、メッシュ内のごく一部にだけに分布している場合も含まれます。



【委員意見】

「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」を除外区域とすべき。
理由：風力発電施設の計画策定にあたっては、「環境アセスメントデータベースEADAS」で公開されている「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づき、「鳥類への影響を考慮すべき区域」として「注意喚起メッシュ」が示されている。「注意喚起」が必要な区域に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは不適切であり、「地域脱炭素化促進区域」から**一律に除外すべき**である。
(吉中委員)

【委員意見】

「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」における**レベルA3以上は、原則除外**にする。

それ以外は、確実な生息地情報を得た上で、**専門家に確認して影響のある範囲を除外**する。

(= 考慮対象事項に設定した上で、市町村が促進区域を設定する際に専門家などに意見を聴取して区域を検討すると同義と思われる。)
(白木委員)

【検討が必要と思われる影響】

風力発電事業における鳥類の**センシティブティマップの作成目的**は、「自然環境の保全と再生可能エネルギー導入の両立を図るため、センシティブティマップを作成することで、**自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速する。**」であり、その内容は「**センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではない。**」(環境省HPより)となっているため、地域や事業者が十分に調査・検討するといった趣旨にそぐわない。

センシティブティマップの「注意喚起」は、**10km単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域がわからない**という声が出ている。

【温対部会答申案】

センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、「適正な配慮の考え方」に「**注意喚起レベルA3以上の区域は、再エネ事業の実施を避ける。**」「**やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外する**」と設定。

一方で、市町村や地域住民、事業者などの視点に立つと、**注意喚起レベルA3以上であっても一律に再生可能エネルギー事業の実施を避けるように基準を設定することは、市町村や地域住民などが協議し、合意形成を図る機会の喪失に繋がることを踏まえて、センシティブティマップの設定についてご審議いただきたい。**

考慮対象事項について

[風力発電施設]

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮対象事項	に生関物すの多事様項性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>@収集すべき情報は、①予定地やその周辺の生息生物情報と②考慮すべき区域であろうと思われる。</p> <p>下記では混在しているため、両者を分けて記載した方がわかりやすいと思います。また、基礎調査の報告書などは、収集方法になるのでは？</p> <p>a) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 b) 道指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 c) 緑の回廊 d) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（風力発電に限る） e) 保護水面・資源保護水面 f) 自然環境保全基礎調査（動物）？文献？ g) IBA ⇒除外すべき</p>	<p>a) 環境省HP b) 北海道HP c) 林野庁HP d) 環境省HP e) 水産庁HP / 北海道HP f) 環境省HP g) 野鳥の会HP h) 野鳥の会HP i) 環境省HP / 北海道HP j) 環境省HP / 北海道HP a～j) 文献その他資料、地域の博物館等の紀要、野鳥の会支部報・ウェブサイト / 野鳥の会支部等地域の有識者、大学や研究機関の科学的</p>	<p>●希少鳥類の生息地や海鳥等の集団繁殖地が含まれる、IBA、マリンIBA、KBA、鳥類の主要な渡り経路や海鳥コロニー周辺（除外範囲は専門家に確認）において、風力事業は促進事業として不適。除外とすべき</p> <p>●風力発電における鳥類のセンシティブティマップにおけるレベル3は原則除外、もしくは確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外</p> <p>●環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき。</p> <p>例1) オジロワシ（留鳥）繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず（文献1～4） * 営巣木（代替巣含む）から半径1km以内*の範囲は除外（資料1, 2） * 営巣木（代替巣含む）から半径2km以内*の範囲を原則除外（資料1, 2）、もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外</p>

(続く)

(白木委員)

[風力発電施設]

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
			KBA⇒除外スベキ h) マリンIBA⇒除外スベキ i) レッドリスト掲載種 (⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ) j) 指定希少野生動植物種 (⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ) k) 海鳥コロニーの分布⇒除外スベキ m) 周辺 (**km 以内) における既存または計画・建設中の風力発電施設	知見者や関係部局等からの聴取 a～i) EADAS 全国鳥類繁殖分布調査報告 (2016-2022) l) 全国鳥類越冬分布調査報告 (2016-2022) 海鳥コロニーデータベース https://www.sizenken.biodic.go.jp/seabirds/	例2) オジロワシ・オオワシ生息地 (繁殖地以外の生息地 (中継地, 越冬地等) : 風車の規格, 施設の規模によらず (文献1～4) * 生息情報の得られた区域において, 海岸から500m以内の範囲はできる限り除外 (文献2, 3, 4)。それ以外の保全対策や, 生息情報がセンシティブティマップ等におけるメッシュ情報等のみで生息場所が明確でない場合は, 方法書以降の詳細な調査結果に基づき, 採食場や埒, 局所的な移動経路等およびその周辺への建設を避けること。 @北海道では, タンチョウやチュウヒ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。ゴウモリに対する言及も必要と思われる。 ● 累積的影響⇒動物以外の項目についても必要と思われる。既に風車が乱立する北海道では必須とすべきことから, 基準案として以下のような見解を求めることが望ましいと思います。 該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等であり, ** km以内 (要検討) に既存, 計画中の風力発電施設がある場合は, その全容を示し, 方法書以降において実施する累積的な影響の査定, 評価に対する見解を示すこと。

(続く)

(白木委員)

[風力発電施設]

(白木委員)

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
					<p>●事後調査（バードストライクについては文献5, 6）⇒法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考えます。そのため、基準案には以下のような基準を含めることが望ましいと思います。</p> <p>方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。</p>

[提案の背景]

オジロワシとオオワシを取り上げる必要性の理由

・オジロワシは日本で最も風車衝突事故が発生している国内希少種であり、そのほとんどが北海道内で発生している（文献1～4）。また、報告されている衝突件数は、事後調査不履行、スカベンジャーによる衝突死骸の持ち去りや消失等により、実際に発生している事故の一部に過ぎず、より多くの個体が事故死していることは明らか（文献5, 6）。

・法アセス義務化後も事故の発生は継続して発生おり（文献1～4）、現行の法アセスによる評価では衝突事故の回避は達成できていない。また、風車3基の施設で最も多くの事故が確認されていることや（文献3, 4）、あるいは近年増大している小型風車で事故確認事例が増加していることから（文献1, 2）、風車衝突事故の発生は、施設の規模や風車の大きさにより回避できるものではない。むしろ、立地が重要である。

・オジロワシ繁殖地のほとんどは北海道にあり、渡り鳥のオオワシ、オジロワシも多くは北海道で越冬する。北海道の繁殖集団はほぼ閉鎖個体群であることがわかっており、後者は日露渡り鳥条約等における保護対象種となっていることから、両種に関しては、北海道による独自の保全策が非常に重要であり、衝突事故や生息妨害が発生するような区域を北海道が「促進区」として選定することは、避けなければならない。

以上のことから、北海道の自然的条件の特性のひとつとして、国際的な渡り鳥であり、国内希少野生動物種であり、水域生態系の頂点種であるオジロワシ、オオワシを取り上げることは適切であると考えます。その他の影響をうけやすい北海道ならではの希少種や重要種、越境的な渡り鳥、影響を受けやすい種についても、きめ細かな対応が望まれる。

[適正な配慮のための考え方]

（白木委員）

- 「環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき」と次のように審議のご提案
 - 例) オジロワシ（留鳥）繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず
 - * 営巣木（代替巣含む）から半径1km以内*の範囲は除外
 - * 営巣木（代替巣含む）から半径2km以内*の範囲を原則除外、もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外
 - @北海道では、タンチョウやチュウビ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。コウモリに対する言及も必要と思われる。
- 「累積的影響」について、次のように記載・審議のご提案
「該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等にあり、* * km以内（要検討）に既存、計画中の風力発電施設がある場合は、その全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定、評価に対する見解を示すこと。」

[温対部会での審議結果]

潜在適地マップなどは、現在も研究中であり、研究結果や情報が更新されるとマップも更新される。
また、マップを公表することで希少種の乱獲に繋がるおそれがあることから、将来的な課題として意見を附帯する。（41ページ参照）
累積的影響についても、「北海道環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが明文化できていないこと」などから意見を附帯した。（41ページ参照）

[適正な配慮のための考え方]

(白木委員)

- 「事後調査」について、次のように記載・審議のご提案
法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。
促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考え、以下のような基準案を提示。
「方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。」

[温対部会での審議結果]

「促進区域の設定に関する北海道基準（答申案）」の「第3章 促進区域の設定等にあたっての留意事項」にモニタリング（事後調査）を行うことで順応的管理を検討することを追記した。

促進区域の設定に関する北海道基準を審議した際に、次のような意見が出された。

- ・ 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップが作成されることが望ましい。
- ・ 希少種の営巣木から再生可能エネルギー施設を離隔する距離を検討する必要がある。
- ・ 複数の再生可能エネルギー施設による累積的影響の把握は明文化されていないものの、累積的影響を把握する手法が確立されることが望ましい。

このことを踏まえ、北海道としては、以下のことに十分な配慮をいただきたい。

- 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップを主体的に作成することが望ましい。
- 希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画にあたり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましい。
- 人的・技術的リソースが限られる市町村が促進区域の設定を検討するにあたり、北海道が市町村を適切に支援することが望ましい。

特例事項及び適用除外について

26 「特例事項」「適用除外」(案)

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない「**特例事項**」、基準の全てを適用せずに国の基準に準じる「**適用除外**」を定める施設の種類の種類、規模など(案)は、次のとおり。

No.	エネ種別	施設の種類の種類	特例事項	適用除外
1	再エネ発電施設	太陽光	(設定しない)	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
2		風力	〃	(設定しない)
3		中小水力	〃	〃
4		地熱	〃	〃
5		バイオマス	〃	〃
6	再エネ熱供給施設	太陽熱	〃	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
7		大気中の熱その他の自然界に存する熱	〃	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
8		地熱	〃	(設定しない)
9		バイオマス	〃	〃

【委員意見】

適用除外について、取りまとめ案では、規模如何にかかわらず、設置場所だけで全て適用除外となっている。**規模要件を入れるべき**。他の都道府県の基準でも、大多数が規模要件を設定している。

(児矢野委員)

【温対部会答申案】

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」でも施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定されていることから、規模要件は入れず、原案のままとする。

配慮基準の見直しについて

基準の見直し（案）

本規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。

基準の見直し案は、施行規則（5条の6の第5項）の該当部分の完全なコピーなので、あえて明記する意味はない。本年度の自然環境部会及び温対部会の合同会議で複数委員から指摘され確認されたのは、このような施行規則のコピーの挿入ではない。例えば、「**施行後3年間は毎年の見直し、その後10年間は2年ごとの見直し、その後は左記10年間の最後の見直し時に妥当と判断された期間における定期的な見直し。但し、必要があると認めるときは、そのつどの見直しを行う。**」というような内容にすべき。これは、部会で異論なく確認されているので、事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい（その他の委員の主な意見★）も参照）。

（児矢野委員）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、**本基準の見直しを定期的に行うものとし、その際には北海道環境審議会の意見を聞くものとする。**

理由：「本規則」の明確化及び「本規則」の文言と整合を図るとともに、北海道の状況に鑑み、見直しは「適時」ではなく「定期的」に「また「北海道環境審議会での審議を」行い慎重に進める必要があると考えられるため（その他の委員の主な意見★）も参照）。

（吉中委員）

【委員意見】

基準の見直し時期は年数を定めた方が良いとする意見がある一方で、短期間での頻繁な見直しは基準の信憑性を低下させ、社会的混乱の原因になるとする意見がある。

【温対部会答申案】

規則で「都道府県は、（中略）、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。」と規定され、他府県も同様に定めていることから、原案のままとする。

【温対部会附帯意見案】

そのため、「市町村による促進区域の設定状況を、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策等の実施状況に係る北海道の点検結果報告書等の中で北海道環境審議会に報告するとともに、今後も必要に応じて基準を見直すことが望ましい」と意見を附帯する。

地域の経済及び社会の持続的発展に 資する取組に関する例示について

30 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示（案）



地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組は、地域の将来像を踏まえ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのように取り組むか検討が必要。

そのため、地域住民などと十分に協議し、地域のニーズに合致するとともに、実現可能な取組になるよう、地域経済への貢献や地域における社会的課題を解決する取組の例は、次のとおり。

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃烧残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

【委員意見】

前回の審議会でも質問したが、これは、いかなる位置づけのものなのか、事務局に説明をお願いしたい。道基準に明示する、ということか。原案の記載事項の内容は、「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全」（21条7項）に関する事項ではないので、改正温対法の趣旨からは道基準に明示するべき事項とは思われないため、**削除すべき**という気もするが。

（児矢野委員）

【検討が必要と思われる影響】

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第5項 第5号 ロにより市町村が定める地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組について、市町村が具体的にイメージできるように示した方が良いという委員の意見（令和4年度（2022度）第3回北海道環境審議会後の書面意見より）を踏まえて、令和5年度（2023年度）令和5年度第1回北海道環境審議会で環境省のマニュアルから抜粋したものを初めてお示した。

この例示は、他府県でも同様の記載が見られる。

【温対部会答申案】

自治体にとって分かりやすくなるため記載は残すが、何に対する例示なのかつながるように、例示に関する内容が記載されている前文に記載箇所を変更する。

その他の委員の主な意見について

作業のロードマップの全体像が見えない。親会による、部会や他の審議会（アセス審など）に意見照会をすべきとの意思決定も、全体のロードマップの中に目的合理的にはめこまれ、実現している感じがしない。行き当たりばったりの作業になっている印象。 （児矢野委員）

審議会会議とは別の今回のような各委員からの意見聴取は、審議会における論点形成・整理（審議会における今後の委員間の議論と意思決定の前提）のためのものと理解している。

しかし、これまでの意見聴取の扱い（改訂案の中にある問答集のようなものから）は、あたかも、本来審議会にて委員間でなされるべき審議内容に関して各委員と事務局との間で個別の意見交換がなされているかの如くになっている印象。

事務局は審議会メンバーではないので、委員から送られた意見に対して、事務局があたかも回答者のようにそれに対して意見表明しているのは妙な印象。

また、会長も含めて他の委員と同時共有できない委員の個別的意見聴取が、あたかも審議会における審議であるかのごとくに扱われている印象も受け、これにも違和感を覚える。ゆえに、意見聴取の扱いについて、審議会と事務局との権限関係の再確認も含めて再考を要するのではないか。 （児矢野委員）



審議会会議外での各委員からの個別の意見聴取に関して本来事務局に求められるのは、(i)出された意見の集約、(ii)それに基づく論点・各論点にかかる委員会の意見の相違に関する整理、(iii)その結果を次回の審議会会議において検討すべき論点としての提示をすることにより、次の審議会での検討の前提材料を準備することと思われる。

委員から出された意見に対して、事務局の判断で実体内容にかかる回答をして自身の立場を改訂案に反映させることではないだろう（制度上、事務局にはそのような権限はない）。

そして、審議会は次回の会議において、事務局が準備した論点整理に従って議論・検討して意思決定を行い、事務局はその結果を改訂原案に反映させ、その次の審議会会議の叩き台とする、…ということではないかと思われる。

現段階でようやく原案が出てきたように思われるので、今後はこのようなプロセスが可能になるのではないかと。したがって、事務局には、委員からの意見に回答するのではなく、上記（i）～（iii）の作業をやって頂けないか。

（児矢野委員）

審議会会議で確認された事柄・その内容は、制度上、次の審議会会議の叩き台となる改訂案に反映されなければならぬはずだが、事務局の判断により反映されていない箇所が、全体として散見されるようである。

これは、審議会メンバーではない事務局の権限超越にも該当するのではないかとわれ、手続上強い懸念を覚える。

（児矢野委員）

アセス審議会に意見を照会したとのことだが、具体的に何を照会したのか、事務局に説明をお願いしたい。

親会では、「アセス配慮書の省略に鑑みて、道基準案においてはアセス配慮書で考慮されるべき事項（基準）を具体的に記載するべきであり、そのような具体的な基準案の内容の妥当性について意見を照会するべき」旨、意思決定されていたと記憶している。

他方で、過去アセス審議会に意見照会された時点までに、親会ではアセス配慮書で考慮されるべき具体的な事項に関する原案は示されていないと思われる。とすれば、1) 3月・5月のアセス審では何に関して、どのように意見が照会されたのか。「配慮書省略の観点と累積的影響の観点から」というだけでは、具体的によくわからないので、事務局にご説明をお願いしたい。2) 上記親会の意思決定によれば、上記状況ではアセス審への意見照会は必要十分にできないはずである。

ゆえに、上記にかかる今後の意見照会のスケジュールにつき、事務局による見通しについてご説明をお願いしたい。

（児矢野委員）

「関係する他部会・審議会への意見照会状況」で「その他の審議会への意見照会は…の調整をもって行った。」について、1) 審議会の事務局との調整（＝事務局間の調整）だけでは、制度上、審議会への照会にはならない（事務局は、審議会の活動を代替することはできないため）。ゆえに、事務局にではなく審議会への意見照会が必要。2) 「その他審議会」とは、いかなる審議会か、事務局にご説明をお願いしたい。3) 上記説明だけでは、実体が不明なので、事務局間で、何を、いかなる形で調整し、調整結果はいかなるものなのか、事務局に説明をお願いしたい。

（児矢野委員）

市町村に対して誘導的な質問になっていたおそれはないか確認したい。

（吉中委員）